

社会保障審議会

短時間労働者への社会保険適用等に関する特別部会（第6回）

平成23年10月27日（木）

### ヒアリング質問に対する回答書

<質問> 雇用調整に対処するための対策について、具体的な考えがあるか。

<回答> 適用拡大を実施した場合の就労者の観点での、ひとつの案として回答いたします。

適用拡大には段階的な醸成が必要あり、まずは就労者に適用拡大のメリット等の啓蒙を徹底し、次に準備期間を経てから事業者側に対して制度の周知徹底を図り施行を実現する。

（1） ハローワークあるいは厚生労働省が主催する説明会を開催し、該当となる短時間労働者を招き、その周知を図ります。例示としては、月額9万円の就労者が40年間厚生年金をかけた場合に、将来受け取る年金額が幾らになるか等、具体的な数値を明示します。（年額120万円受け取れるなど）

短時間正社員の問題・離婚と3号分割・ひとり親家庭の問題・フリーターの増加・生活保護の増加と次世代からの要請等、問題の意義並びに新たな制度によって対象者が守られるメリットを対象者が理解できるようにはっきり伝えます。

このことにより、比較的女性が多いパート労働者層は、説明会の内容が家庭や職場で語られ、仮に組織の頂点を事業主とするならば、その反対の底辺部分から説明会の内容が徐々に浸透するものと思われます。

（2） こうした準備を経てから、一定の期間（数ヶ月）後に、事務担当者レベルを主体とした事業者への説明会を実施します。

（3） その後、施行を迎えますが、事業者に対しては猶予期間や時限的な措置を考慮した減免等または短時間正社員への転換や雇用時間延長に対する助成金等についても勘案する。

以上

平成23年11月2日

財団法人 全国母子寡婦福祉団体協議会